Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成26年8月25日海事局船員政策課

船員労働災害防止優良事業者(1級及び2級)認定について

船員災害防止の取組を行い、優良な成果を上げている事業者を船員労働災害防止優良事業者 として、新たに21社(1級9社、2級12社)を認定しました。

1. 平成26年度の新規認定者

平成26年8月7日開催の船員災害防止モデル事業検討委員会において、審査の上、新規の認定事業者として、別添資料のとおり1級9社(内航5社、旅客船2社、その他2社)、2級12社(内航7社、旅客船1社、その他4社)を認定しました。

その結果、現在の認定事業者数は、次のとおりとなりました。

1級79社(外航社1社、内航33社、旅客船21社、その他24社)2級58社(外航社1社、内航27社、旅客船11社、その他19社)

なお、優良事業者に認定されると、国土交通省や船員災害防止協会等のホームページで公表し、船員災害防止大会等において認定証を交付するほか、事業所・船舶へのステッカーの掲示や、求人票への記載等により優良事業者である旨を PR することができます。



2. 船員労働災害防止優良事業者認定制度

船員の労働災害については、昭和43年度を初年度とする第1次船員災害防止基本計画の実施 以降、発生件数、発生率ともに大幅に減少してきたところですが、陸上の労働災害と比較すると 依然として高い発生率となっています。

このような状況を踏まえ、毎年9月に船員労働安全衛生月間を実施するなど、船員災害防止対策の推進を図っているところですが、その取組の一環として、平成18年に「船員労働災害防止優良事業者認定制度」を創設し、船員災害防止優良事業者の認定を行っています。

<船員労働災害防止優良事業者認定基準>

- 2級は過去3年間、1級は過去5年間、次の要件を全て満たすこと。
 - ①船員災害のために引き続き3日以上休業した船員が一定数以下であること。
 - ②船員災害による、死亡又は行方不明者がいないこと。
 - ③船員法及び船員災害防止活動の促進に関する法律の違反がないこと。

詳細はホームページ(http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr4_000013.html)をご覧下さい。

問い合わせ先:国土交通省海事局船員政策課安全衛生室 小久保、田端

TEL: 03-5253-8111(45-144)、 03-5253-8652(直通)

FAX: 03-5253-1643

平成26年度船員労働災害防止優良事業者新規認定事業者

○1級 9社 (順不同)

事業者名	所在地	業種
室蘭通船株式会社	北海道	その他
独立行政法人海洋研究開発機構	神奈川県	その他
南海フェリー株式会社	和歌山県	旅客船
山陽商船株式会社	広島県	旅客船
有限会社広島合同海運	広島県	内航船
広洋海運有限会社	広島県	内航船
三ツ浜汽船株式会社	愛媛県	内航船
鐵運汽船株式会社	愛媛県	内航船
東洋海運株式会社	長崎県	内航船

○2級 12社 (順不同)

事業者名	所在地	業種
丹羽建設株式会社	北海道	その他
株式会社沢木組	秋田県	その他
日本海洋事業株式会社	神奈川県	その他
J F E 物流株式会社	東京都	内航船
有限会社相須海運	和歌山県	内航船
株式会社共進海運	和歌山県	内航船
株式会社進栄海運建設	和歌山県	内航船
丹後海陸交通株式会社	京都府	旅客船
堀江船舶株式会社	福岡県	内航船
吉浦海運株式会社	福岡県	その他
有限会社植野海運	熊本県	内航船
有村商事株式会社	鹿児島県	内航船